

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年6月30日

【会社名】 サノヤスホールディングス株式会社(1)

【英訳名】 Sanoyas Holdings Corporation(1)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 孝(1)

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号(1)

【電話番号】 該当事項はありません

【事務連絡者氏名】 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌
代表取締役副社長執行役員 森本 武彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌
大阪(06)4803-6161(代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌
代表取締役副社長執行役員 森本 武彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 11,117,588,970円(2)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

- 1 会社名、英訳名、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所は、本届出書提出日現在において未確定であるため、各々の予定を記載しております。
- 2 届出の対象とした募集金額は、本届出書提出日現在において未確定であるため、平成23年6月10日提出の有価証券届出書では株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の平成22年3月31日現在における株主資本合計の額(簿価)である10,008,266,977円と表記しましたが、本届出書においては株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の平成23年3月31日現在における株主資本合計の額(簿価)を記載しております。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年6月28日開催の株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の定時株主総会において、株式移転計画が承認されたことおよび株式会社サノヤス・ヒシノ明昌が平成23年6月28日に近畿財務局長へ有価証券報告書を提出したことに伴い、平成23年6月10日に提出いたしました有価証券届出書の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

【訂正事項】

表紙 届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報**第1 募集要項**

1 新規発行株式

2 募集の方法

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報**第1 組織再編成（公開買付け）の概要**

1 組織再編成の目的等

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

1. 買取請求権の行使の方法について

2. 議決権行使の方法について

7 組織再編成に関する手続

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

第2 統合財務情報**第三部 企業情報****第1 企業の概況**

2 沿革

3 事業の内容

5 従業員の状況

(2) 連結会社の状況

第2 事業の状況

1 業績等の概要

2 生産、受注及び販売の状況

- 3 対処すべき課題
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
- 5 役員の状況

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- 1 組織再編成対象会社が提出した書類

第六部 株式公開情報

第3 株主の状況

【訂正箇所】

訂正箇所は_線で示しております。

【表紙】

(訂正前)

【届出の対象とした募集金額】 10,008,266,977円 (2)

- 2 届出の対象とした募集金額は、本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の平成22年3月31日現在における株主資本合計の額(簿価)を記載しております。

(訂正後)

【届出の対象とした募集金額】 11,117,588,970円 (2)

- 2 届出の対象とした募集金額は、本届出書提出日現在において未確定であるため、平成23年6月10日提出の有価証券届出書では株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の平成22年3月31日現在における株主資本合計の額(簿価)である10,008,266,977円と表記しましたが、本届出書においては株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の平成23年3月31日現在における株主資本合計の額(簿価)を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	32,600,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のないサノヤスホールディングス株式会社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

(注) 1 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌(以下「サノヤス・ヒシノ明昌」という。)の発行済株式総数(平成22年9月30日現在)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立会社(持株会社)となるサノヤスホールディングス株式会社(以下「サノヤスホールディングス」という。)が交付する新株式数は変動する可能性があります。

2 普通株式は、サノヤス・ヒシノ明昌の平成23年5月9日の取締役会決議(株式移転計画の承認)、平成23年5月20日の取締役会(株式移転計画の定時株主総会への付議)及び平成23年6月28日開催予定のサノヤス・ヒシノ明昌の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定であります。

3 サノヤス・ヒシノ明昌は、サノヤスホールディングスの株式について、大阪証券取引所(市場第一部)に新規上場申請を行う予定であります。

4 振替機関の名称及び住所は、以下の通りです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転の方法によることとします。

(注) 1 普通株式は、サノヤスホールディングス成立の日の前日のサノヤス・ヒシノ明昌の最終の株主名簿に記録された株主に、サノヤス・ヒシノ明昌の普通株式1株に対して1株の割合で割当交付されます。本新規発行は組織再編に伴うものであるため、発行価額はありませんが、サノヤス・ヒシノ明昌の平成22年3月31日現在における株主資本合計の額(簿価)は10,008,266,977円となります。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	32,600,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のないサノヤスホールディングス株式会社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

(注) 1 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌(以下「サノヤス・ヒシノ明昌」という。)の発行済株式総数(平成22年9月30日現在)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立会社(持株会社)となるサノヤスホールディングス株式会社(以下「サノヤスホールディングス」という。)が交付する新株式数は変動する可能性があります。

- 2 普通株式は、サノヤス・ヒシノ明昌の平成23年5月9日の取締役会決議(株式移転計画の承認)、平成23年5月20日の取締役会(株式移転計画の定時株主総会への付議)及び平成23年6月28日開催のサノヤス・ヒシノ明昌の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定であります。
- 3 サノヤス・ヒシノ明昌は、サノヤスホールディングスの株式について、大阪証券取引所(市場第一部)に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、以下の通りです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転の方法によることとします。

- (注) 1 普通株式は、サノヤスホールディングス成立の日の前日のサノヤス・ヒシノ明昌の最終の株主名簿に記録された株主に、サノヤス・ヒシノ明昌の普通株式1株に対して1株の割合で割当交付されます。本新規発行は組織再編に伴うものであるため、発行価額はありますが、サノヤス・ヒシノ明昌の平成23年3月31日現在における株主資本合計の額(簿価)は11,117,588,970円となります。

(後略)

第二部【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1【組織再編成(公開買付け)の概要】

1【組織再編成の目的等】

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

サノヤスホールディングスは新設会社であり、本届出提出日現在において企業集団はありませんが、平成23年10月3日時点では、以下のとおりとなる予定です。

サノヤス・ヒシノ明昌は、平成23年6月28日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成23年10月3日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たるサノヤスホールディングスを設立することにしております。

(後略)

(訂正後)

サノヤスホールディングスは新設会社であり、本届出提出日現在において企業集団はありませんが、平成23年10月3日時点では、以下のとおりとなる予定です。

サノヤス・ヒシノ明昌は、平成23年6月28日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、平成23年10月3日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たるサノヤスホールディングスを設立することにしております。

(後略)

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(訂正前)

1. 買取請求権の行使の方法について

サノヤス・ヒシノ明昌の株主が、その有するサノヤス・ヒシノ明昌の普通株式につき、サノヤス・ヒシノ明昌に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年6月28日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をサノヤス・ヒシノ明昌へ通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、サノヤス・ヒシノ明昌が、上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

2. 議決権行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成23年6月28日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。議決権の行使を委任したい場合には、株主総会毎に作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面をサノヤス・ヒシノ明昌に提出の上、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主1名に委任することができます。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成23年6月27日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、株主総会参考書類に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、サノヤス・ヒシノ明昌に平成23年6月27日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否または棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

インターネットによる議決権の行使は、パソコンから、議決権行使サイト〔<http://www.webdk.net>〕にアクセスし、サノヤス・ヒシノ明昌が株主に送付する議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード、パスワードを用い、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を入力し、平成23年6月27日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

(訂正後)

1. 買取請求権の行使の方法について

サノヤス・ヒシノ明昌の株主が、その有するサノヤス・ヒシノ明昌の普通株式につき、サノヤス・ヒシノ明昌に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年6月28日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をサノヤス・ヒシノ明昌へ通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、サノヤス・ヒシノ明昌が、上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

2. 議決権行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成23年6月28日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。議決権の行使を委任したい場合には、株主総会毎に作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面をサノヤス・ヒシノ明昌に提出の上、当該総会に出席し議決権を行使することができる他の株主1名に委任することができます。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成23年6月27日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、株主総会参考書類に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、サノヤス・ヒシノ明昌に平成23年6月27日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否または棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

インターネットによる議決権の行使は、パソコンから、議決権行使サイト〔<http://www.webdk.net>〕にアクセスし、サノヤス・ヒシノ明昌が株主に送付する議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード、パスワードを用い、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を入力し、平成23年6月27日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

(後略)

7【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

(1)組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書類及びサノヤス・ヒシノ明昌の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容を記載した書面を、サノヤス・ヒシノ明昌の本店において平成23年6月14日より備え置くこととされております。

株式移転計画は、平成23年5月9日開催のサノヤス・ヒシノ明昌の取締役会において決定されたものであり、その内容は「3.組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

会社法第773条第1項第5号及び6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定めるサノヤスホールディングスの資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明したものであります。

サノヤス・ヒシノ明昌の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面はこれらの事業が生じたときに追加的に備え置かれるものであり、当該事象を記載したものです。

これらの書類は、サノヤス・ヒシノ明昌の営業時間内にサノヤス・ヒシノ明昌の本店において閲覧することができます。

(2)株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

平成23年3月31日(木) 定時株主総会基準日

平成23年5月9日(月) 株式移転取締役会決議

平成23年6月28日(火)予定 株式移転承認時株主総会

平成23年9月28日(水)予定 サノヤス・ヒシノ明昌上場廃止日

平成23年10月3日(月)予定 サノヤスホールディングス設立登記日(効力発生日)

平成23年10月3日(月)予定 サノヤスホールディングス株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3)組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

サノヤス・ヒシノ明昌の株主が、その有するサノヤス・ヒシノ明昌の普通株式につき、サノヤス・ヒシノ明昌に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年6月28日開催予定の定時株主総会先立って本株式移転に反対する旨をサノヤス・ヒシノ明昌に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、サノヤス・ヒシノ明昌が上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

(1)組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書類及びサノヤス・ヒシノ明昌の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容を記載した書面を、サノヤス・ヒシノ明昌の本店において平成23年6月14日より備え置いております。

株式移転計画は、平成23年5月9日開催のサノヤス・ヒシノ明昌の取締役会において決定されたものであり、その内容は「3.組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

会社法第773条第1項第5号及び6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定めるサノヤスホールディングスの資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明したものであります。

サノヤス・ヒシノ明昌の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面はこれらの事業が生じたときに追加的に備え置かれるものであり、当該事象を記載したものです。

これらの書類は、サノヤス・ヒシノ明昌の営業時間内にサノヤス・ヒシノ明昌の本店において閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

平成23年3月31日(木) 定時株主総会基準日

平成23年5月9日(月) 株式移転取締役会決議

平成23年6月28日(火) 株式移転承認定時株主総会

平成23年9月28日(水) 予定 サノヤス・ヒシノ明昌上場廃止日

平成23年10月3日(月) 予定 サノヤスホールディングス設立登記日(効力発生日)

平成23年10月3日(月) 予定 サノヤスホールディングス株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

サノヤス・ヒシノ明昌の株主が、その有するサノヤス・ヒシノ明昌の普通株式につき、サノヤス・ヒシノ明昌に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成23年6月28日開催の定時株主総会先立って本株式移転に反対する旨をサノヤス・ヒシノ明昌に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、サノヤス・ヒシノ明昌が上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

(訂正前)

サノヤスホールディングスは、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務諸表はありませんが、組織再編成対象会社であるサノヤス・ヒシノ明昌の最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これらサノヤス・ヒシノ明昌の経営指標は、サノヤスホールディングスの経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次		第80期	第81期	第82期	第83期	第84期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高	(百万円)	55,495	61,790	68,595	71,137	91,892
経常利益	(百万円)	1,004	1,347	2,438	1,225	5,310
当期純利益 又は当期純損失()	(百万円)	2,309	1,035	892	286	2,984
純資産額	(百万円)	7,929	12,201	12,023	10,376	13,609
総資産額	(百万円)	64,979	78,015	77,479	83,940	85,733
1株当たり純資産額	(円)	277.37	348.07	341.20	291.59	393.73
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	(円)	80.78	35.79	27.38	8.80	91.62
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	12.2	14.5	14.3	11.3	15.0
自己資本利益率	(%)	-	10.7	7.9	-	26.7
株価収益率	(倍)	-	16.7	11.5	-	4.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,626	13,244	7,236	12,639	5,563
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,887	894	4,720	3,380	2,259
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,449	584	2,351	2,912	7,135
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	3,550	15,315	15,481	21,828	32,278
従業員数	(名)	1,179	1,165	1,148	1,144	1,120
(外、平均臨時雇用者数)		(441)	(447)	(361)	(347)	(291)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第80期及び第83期は当期純損失が計上されているので、「自己資本利益率」及び「株価収益率」については記載しておりません。

(訂正後)

サノヤスホールディングスは、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務諸表はありませんが、組織再編成対象会社であるサノヤス・ヒシノ明昌の最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これらサノヤス・ヒシノ明昌の経営指標は、サノヤスホールディングスの経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高 (百万円)	61,790	68,595	71,137	91,892	69,871
経常利益 (百万円)	1,347	2,438	1,225	5,310	3,751
当期純利益 又は当期純損失() (百万円)	1,035	892	286	2,984	1,492
包括利益 (百万円)	-	-	-	-	1,012
純資産額 (百万円)	12,201	12,023	10,376	13,609	14,518
総資産額 (百万円)	78,015	77,479	83,940	85,733	77,124
1株当たり純資産額 (円)	348.07	341.20	291.59	393.73	419.39
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	35.79	27.38	8.80	91.62	45.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.5	14.3	11.3	15.0	17.7
自己資本利益率 (%)	10.7	7.9	-	26.7	11.3
株価収益率 (倍)	16.7	11.5	-	4.4	7.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,244	7,236	12,639	5,563	245
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	894	4,720	3,380	2,259	1,867
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	584	2,351	2,912	7,135	2,605
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	15,315	15,481	21,828	32,278	28,076
従業員数 (名)	1,165	1,148	1,144	1,120	1,126
(外、平均臨時雇用者数)	(447)	(361)	(347)	(291)	(287)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第83期は当期純損失が計上されているので、「自己資本利益率」及び「株価収益率」については記載しておりません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

(訂正前)

平成23年5月9日 サノヤス・ヒシノ明昌の取締役会において、サノヤス・ヒシノ明昌の単独株式移転による持株会社「サノヤスホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成23年6月28日 サノヤス・ヒシノ明昌の定時株主総会において、サノヤス・ヒシノ明昌が単独株式移転による方法でサノヤスホールディングスを設立し、サノヤス・ヒシノ明昌がその完全子会社となることについて決議
(予定)

平成23年10月3日 サノヤス・ヒシノ明昌が株式移転の方法によるサノヤスホールディングスを設立(予定)
サノヤスホールディングス普通株式を大阪証券取引所(市場第一部)に上場(予定)
(後略)

(訂正後)

平成23年5月9日 サノヤス・ヒシノ明昌の取締役会において、サノヤス・ヒシノ明昌の単独株式移転による持株会社「サノヤスホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成23年6月28日 サノヤス・ヒシノ明昌の定時株主総会において、サノヤス・ヒシノ明昌が単独株式移転による方法でサノヤスホールディングスを設立し、サノヤス・ヒシノ明昌がその完全子会社となることについて決議

平成23年10月3日 サノヤス・ヒシノ明昌が株式移転の方法によるサノヤスホールディングスを設立(予定)
サノヤスホールディングス普通株式を大阪証券取引所(市場第一部)に上場(予定)
(後略)

3【事業の内容】

(訂正前)

サノヤスホールディングスは、持株会社としてグループ各社の経営管理及びそれに附随する業務を行う予定です。

また、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌及びその関係会社で構成される当社グループの最近事業年度末日時点の主な事業の内容は次のとおりです。(平成22年3月31日現在)

サノヤス・ヒシノ明昌の企業集団は、サノヤス・ヒシノ明昌及び子会社15社で構成され、船舶部門と陸上部門を主な内容としております。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりです。

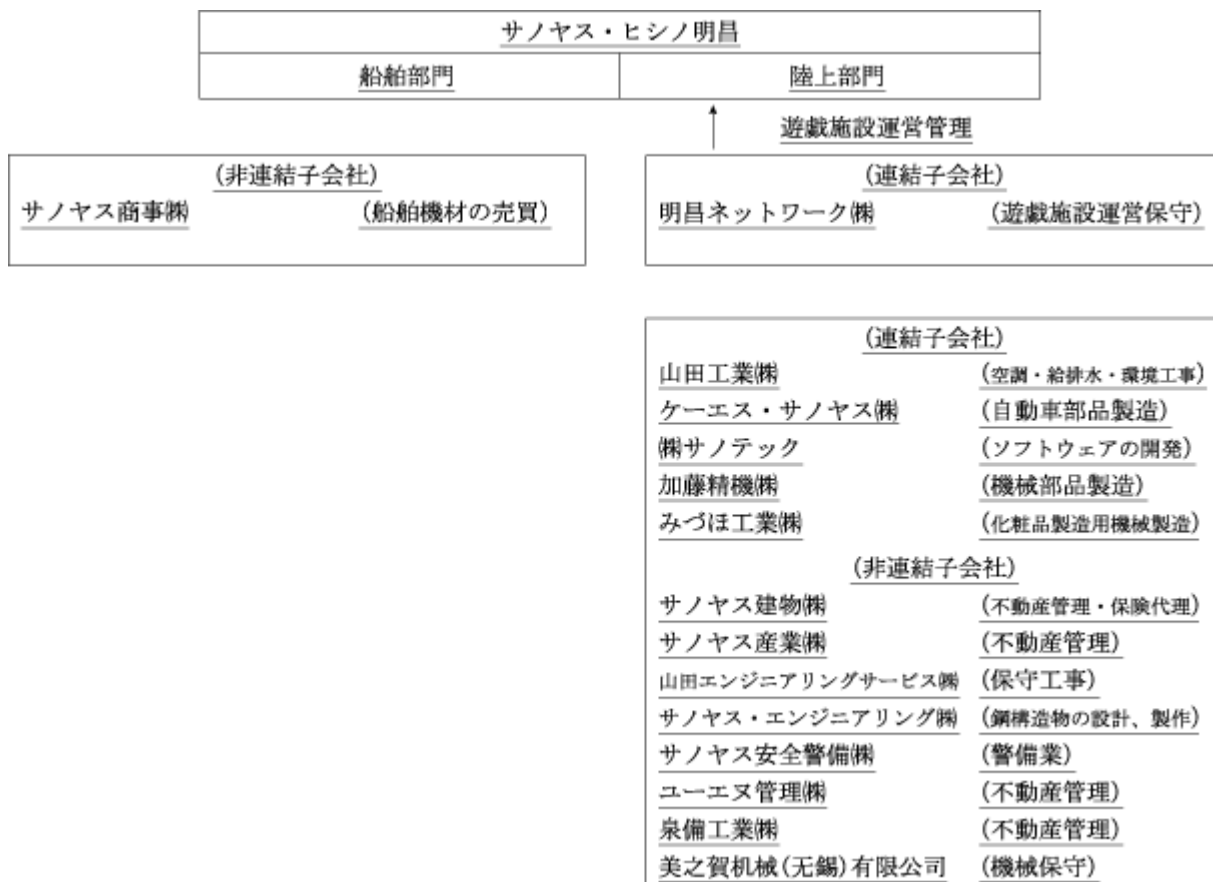
(1) 船舶部門では、サノヤス・ヒシノ明昌が、新造船・修繕船を手掛ける他、サノヤス商事株式会社が、スクラップ販売を受け持っております。

(2) 陸上部門では、サノヤス・ヒシノ明昌が、鋼構造物・立体駐車装置・建設機械・遊園機械を製造する他、サノヤス・ヒシノ明昌運営の遊園地を明昌ネットワーク株式会社が管理しております。又、株式会社サノテック、サノヤス産業株式会社、サノヤス建物株式会社、サノヤス・エンジニアリング株式会社及びサノヤス安全警備株式会社は、各々ソフトウェア開発、不動産管理、保険代理、設計エンジニアリング及び警備保障によりサノヤス・ヒシノ明昌と関わっております。山田工業株式会社、ケーエス・サノヤス株式会社及び加藤精機株式会社は、各々独立して、空調・給排水・環境工事業と自動車部品製造業、機械部品の製造業を営んでおり、山田エンジニアリングサービス株式会社は、山田工業株式会社が請負った工事の保守、ユーエヌ管理株式会社は、加藤精機株式会社の不動産管理を営んでおります。

又、みづほ工業株式会社は、主に化粧品製造用機械の製造業を営んでおります。

尚、上記の説明は、後記の「事業の種類別セグメント情報」での区分と同一であります。

事業の系統図は次のとおりです。



(訂正後)

サノヤスホールディングスは、持株会社としてグループ各社の経営管理及びそれに附随する業務を行う予定です。

また、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌及びその関係会社で構成される当社グループの最近事業年度末日時点の主な事業の内容は次のとおりです。(平成23年3月31日現在)

サノヤス・ヒシノ明昌の企業集団は、サノヤス・ヒシノ明昌、子会社15社及び関連会社1社で構成され、船舶部門、陸機部門及びその他の部門に分かれております。

当社グループの事業におけるサノヤス・ヒシノ明昌、子会社及び関連会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

(1) 船舶部門では、サノヤス・ヒシノ明昌が新造船・修繕船を手掛ける他、サノヤス商事株式会社が、スクラップ販売を受け持っております。

(2) 陸機部門では、サノヤス・ヒシノ明昌が、鋼構造物・立体駐車装置・建設機械・遊園機械を製造する他、当社運営の遊園地を明昌ネットワーク株式会社が管理しております。

(3) その他の部門では、山田工業株式会社、ケーエス・サノヤス株式会社及び加藤精機株式会社は、各々独立して空調・給排水・環境工事業と自動車部品製造業、機械部品の製造業を営んでおります。また、株式会社サノテック、サノヤス産業株式会社、サノヤス建物株式会社、サノヤス・エンジニアリング株式会社及びサノヤス安全警備株式会社は、各々ソフトウェア開発、不動産管理、保険代理、設計エンジニアリング及び警備保障によりサノヤス・ヒシノ明昌と関わっております。山田エンジニアリングサービス株式会社は、山田工業株式会社が請負った工事の保守、ユーエヌ管理株式会社は、加藤精機株式会社の不動産管理を営んでおります。

また、みづほ工業株式会社は、主に化粧品製造用機械の製造業を営んでおります。

なお、上記の説明は、後記の「セグメント情報」での区分と同一であります。

事業の系統図は次のとおりです。

サノヤス・ヒシノ明昌		
船舶部門	陸機部門	その他の部門
(非連結子会社) <u>サノヤス商事</u> ㈱ (船舶機材の売買)	(連結子会社) <u>明昌ネットワーク</u> ㈱ (遊戯施設運営保守)	(連結子会社) <u>山田工業</u> ㈱ (空調・給排水・環境工事) <u>ケーエス・サノヤス</u> ㈱ (自動車部品製造) <u>㈱サノテック</u> (ソフトウェアの開発) <u>加藤精機</u> ㈱ (機械部品製造) <u>みづほ工業</u> ㈱ (化粧品製造用機械製造)
(関連会社) <u>CENTENARY MARITIME S. A.</u> (海運業)		(非連結子会社) <u>サノヤス建物</u> ㈱ (不動産管理・保険代理) <u>サノヤス産業</u> ㈱ (不動産管理) <u>山田エンジニアリングサービス</u> ㈱ (保守工事) <u>サノヤス・エンジニアリング</u> ㈱ (鋼構造物の設計、製作) <u>サノヤス安全警備</u> ㈱ (警備業) <u>ユーエヌ管理</u> ㈱ (不動産管理) <u>泉備工業</u> ㈱ (不動産管理) <u>美之賀機械(无錫)有限公司</u> (機械保守)

5【従業員の状況】

(2) 連結会社の状況

(訂正前)

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の平成22年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成22年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	
船舶部門	501	
陸上部門	579	(291)
全社(共通)	40	
合計	1,120	(291)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分出来ない管理部門に所属しております。

(訂正後)

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の平成23年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
船舶部門	520	
陸機部門	268	(250)
その他の部門	295	(37)
全社(共通)	43	
合計	1,126	(287)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分出来ない管理部門に所属しております。

第2【事業の状況】

（訂正前）

1【業績等の概要】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の業績等の概要につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の生産、受注及び販売の状況につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

3【対処すべき課題】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の対応すべき課題につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

サノヤスホールディングスを株式移転設立完全親会社とし、サノヤス・ヒシノ明昌を株式移転完全子会社とする株式移転計画については、「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の経営上の重要な契約等については、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

6【研究開発活動】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の研究開発活動につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

（訂正後）

1【業績等の概要】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の業績等の概要につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の生産、受注及び販売の状況につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書をご参照ください。

3【対処すべき課題】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の対応すべき課題につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

サノヤスホールディングスを株式移転設立完全親会社とし、サノヤス・ヒシノ明昌を株式移転完全子会社とする株式移転計画については、「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約」に記載のとおりであります。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の経営上の重要な契約等については、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書をご参照ください。

6【研究開発活動】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の研究開発活動につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書をご参照ください。

第3【設備の状況】

（訂正前）

（前略）

2【主要な設備の状況】

（1）当社の状況

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結会社の状況

サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

（1）当社の状況

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結会社の状況

サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

（訂正後）

（前略）

2【主要な設備の状況】

（1）当社の状況

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結会社の状況

サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

（1）当社の状況

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結会社の状況

サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(訂正前)

(1)【株式の総数等】

平成23年10月3日時点のサノヤスホールディングスの株式の総数、発行済株式は以下のとおりとなる予定であります。

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,600,000	大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のないサノヤスホールディングスにおける標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	32,600,000	-	-

(注) 1 サノヤス・ヒシノ明昌の発行済株式数32,600,000株(平成22年9月30日現在)に基づいて記載しており、実際にサノヤスホールディングスが交付する新株式数は変動することがあります。

2 サノヤス・ヒシノ明昌は、サノヤスホールディングスの株式について、大阪証券取引所(市場第一部)に新規上場申請を行う予定であります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年10月3日時点のサノヤスホールディングスの発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金増減額 (円)	資本準備金残高 (円)
平成23年 10月3日	32,600,000	32,600,000	2,538,000,000	2,538,000,000	1,110,552,853	1,110,552,853

(注) サノヤス・ヒシノ明昌の発行済株式総数32,600,000株(平成22年9月30日現在)に基づいて記載しており、実際にサノヤスホールディングスが交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

サノヤスホールディングスは新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の平成22年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	11	23	138	56	1	2,695	2,924	-
所有株式数(単元)	-	68,733	13,334	119,665	29,299	300	94,624	325,955	4,500
所有株式数の割合(%)	-	21.09	4.09	36.71	8.99	0.09	29.03	100.00	-

(注) 自己株式22,125株は、「個人その他」に221単元、「単元未満株式の状況」に25株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

サノヤスホールディングスは新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の平成22年9月30日現在の発行済株式数についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 22,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,573,400	325,734	-
単元未満株式	普通株式 4,400	-	-
発行済株式総数	32,600,000	-	-
総株主の議決権	-	325,734	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、サノヤス・ヒシノ明昌所有の自己株式30株が含まれております。

(後略)

(訂正後)

(1) 【株式の総数等】

平成23年10月3日時点のサノヤスホールディングスの株式の総数、発行済株式は以下のとおりとなる予定であります。

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,600,000	大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のないサノヤスホールディングスにおける標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	32,600,000	-	-

(注) 1 サノヤス・ヒシノ明昌の発行済株式数32,600,000株(平成23年3月31日現在)に基づいて記載しており、実際にサノヤスホールディングスが交付する新株式数は変動することがあります。

2 サノヤス・ヒシノ明昌は、サノヤスホールディングスの株式について、大阪証券取引所(市場第一部)に新規上場申請を行う予定であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年10月3日時点のサノヤスホールディングスの発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金増減額 (円)	資本準備金残高 (円)
平成23年 10月3日	32,600,000	32,600,000	2,538,000,000	2,538,000,000	1,110,552,853	1,110,552,853

(注) サノヤス・ヒシノ明昌の発行済株式総数32,600,000株(平成23年3月31日現在)に基づいて記載しており、実際にサノヤスホールディングスが交付する新株式数は変動することがあります。

(5)【所有者別状況】

サノヤスホールディングスは新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の平成23年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	11	22	139	57	1	3,080	3,310	-
所有株式数(単元)	-	61,647	7,262	122,775	29,782	300	104,189	325,955	4,500
所有株式数の割合(%)	-	18.91	2.23	37.67	9.14	0.09	31.96	100.00	-

(注) 自己株式22,265株は、「個人その他」に222単元、「単元未満株式の状況」に65株含まれております。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

サノヤスホールディングスは新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の平成23年3月31日現在の発行済株式数についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 22,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,573,300	325,733	-
単元未満株式	普通株式 4,500	-	-
発行済株式総数	32,600,000	-	-
総株主の議決権	-	325,733	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、サノヤス・ヒシノ明昌所有の自己株式65株が含まれております。

(後略)

5【役員の状況】

就任予定役員の状況は以下のとおりであります。

(訂正前)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するサノヤス・ヒシノ明昌株式の数 (2) 割当てられるサノヤスホールディングス株式の数
----	----	----	------	----	----	--

(前略)

取締役		北川 治	昭和33年 4月8日生	昭和56年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 平成17年6月 同行ときわ台法人営業部長 平成18年10月 同行企業情報部 上席推進役 平成19年4月 同行企業情報部 部長 平成22年4月 サノヤス・ヒシノ明昌入社 経理部理事兼企画部理事 平成23年4月 サノヤス・ヒシノ明昌執行役員経理部副担当兼 企画部経営戦略室長(現任)	(注)2	(1) 0株 (2) 0株
-----	--	------	----------------	--	------	------------------

(後略)

(訂正後)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するサノヤス・ヒシノ明昌株式の数 (2) 割当てられるサノヤスホールディングス株式の数
----	----	----	------	----	----	--

(前略)

取締役		北川 治	昭和33年 4月8日生	昭和56年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 平成17年6月 同行ときわ台法人営業部長 平成18年10月 同行企業情報部 上席推進役 平成19年4月 同行企業情報部 部長 平成22年4月 サノヤス・ヒシノ明昌入社 経理部理事兼企画部理事 平成23年4月 サノヤス・ヒシノ明昌執行役員経理部副担当兼 企画部経営戦略室長(現任) 平成23年6月 当社取締役執行役員経理部副担当兼企画部経営 戦略室長(現任)	(注)2	(1) 0株 (2) 0株
-----	--	------	----------------	---	------	------------------

(後略)

第5【経理の状況】

(訂正前)

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社であるサノヤス・ヒシノ明昌の経理の状況については、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

(訂正後)

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、該当事項はありません。

サノヤスホールディングスの完全子会社であるサノヤス・ヒシノ明昌の経理の状況については、サノヤス・ヒシノ明昌の有価証券報告書をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

1【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

(1)有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第84期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月25日 近畿財務局長に提出。
(2)内部統制報告書及び その添付書類	事業年度 (第84期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月25日 近畿財務局長に提出。
(3)四半期報告書 及び確認書	事業年度 (第85期第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月9日 近畿財務局長に提出。
	事業年度 (第85期第2四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月8日 近畿財務局長に提出。
	事業年度 (第85期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月7日 近畿財務局長に提出。
(4)臨時報告書	<u>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書</u>		平成22年6月30日 近畿財務局長に提出。
	<u>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）及び第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書</u>		平成22年7月29日 近畿財務局長に提出。
	<u>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号（訴訟の提起又は解決）、第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）及び第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書の規定に基づく臨時報告書</u>		平成23年3月4日 近畿財務局長に提出。
	<u>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）及び第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書</u>		平成23年3月17日 近畿財務局長に提出。
	<u>企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）及び第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書</u>		平成23年4月28日 近畿財務局長に提出。
	<u>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3（株式移転の決定）の規定に基づく臨時報告書</u>		平成23年5月9日 近畿財務局長に提出。

平成23年3月17日
近畿財務局長に提出。

平成23年5月26日
近畿財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書 上記 臨時報告書の訂正報告書

上記 臨時報告書の訂正報告書

(6) 四半期報告書の
訂正報告書及び確認書

事業年度 自 平成22年4月1日
(第85期第1四半期) 至 平成22年6月30日

平成23年5月12日
近畿財務局長に提出。

事業年度 自 平成22年7月1日
(第85期第2四半期) 至 平成22年9月30日

平成23年5月12日
近畿財務局長に提出。

事業年度 自 平成22年10月1日
(第85期第3四半期) 至 平成22年12月31日

平成23年5月12日
近畿財務局長に提出。

(訂正後)

(1) 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書

事業年度 自 平成22年4月1日
(第85期) 至 平成23年3月31日

平成23年6月28日
近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及び
その添付書類

事業年度 自 平成22年4月1日
(第85期) 至 平成23年3月31日

平成23年6月28日
近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書
及び確認書

該当事項はありません。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成23年6月30日
近畿財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

該当事項はありません。

(6) 四半期報告書の
訂正報告書及び確認書

該当事項はありません。

第六部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

(訂正前)

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の平成22年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	平成22年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
サノヤス・ヒシノ明昌共栄会	大阪市北区中之島3丁目3番23号	2,300	7.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・住友重機械工業株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,145	6.57
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	1,425	4.37
ストラクス株式会社	東京都千代田区鍛冶町2丁目2番1号	1,402	4.30
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	1,123	3.44
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,000	3.06
住石マテリアルズ株式会社	東京都港区新橋6丁目16番12号	920	2.82
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2丁目4番6号	857	2.63
住友金属工業株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	844	2.59
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	650	1.99
計		12,667	38.85

(注) 上記株主のうち、サノヤス・ヒシノ明昌共栄会はサノヤス・ヒシノ明昌の取引会社で構成する持株会であります。

(訂正後)

サノヤスホールディングスは新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、サノヤスホールディングスの完全子会社となるサノヤス・ヒシノ明昌の平成23年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
サノヤス・ヒシノ明昌共栄会	大阪市北区中之島3丁目3番23号	2,343	7.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・住友重機械工業株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,145	6.57
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,425	4.37
ストラクス株式会社	東京都千代田区鍛冶町2丁目2番1号	1,402	4.30
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	1,123	3.44
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,000	3.06
住石マテリアルズ株式会社	東京都港区新橋6丁目16番12号	920	2.82
住友金属工業株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	844	2.59
MORGAN STANLEY & CO. INC (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号)	824	2.52
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証 券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6丁目10番1号)	762	2.33
計		12,790	39.23

(注) 上記株主のうち、サノヤス・ヒシノ明昌共栄会はサノヤス・ヒシノ明昌の取引会社で構成する持株会であります。